

随意契約に付する理由書

工事名：大阪府警察本部本庁舎非常用発電機設備改修工事

本工事は、電力会社からの電力供給が停止した際の本部本庁舎機能の停止を防ぐことを目的とした非常用発電設備を良好な状態に維持するため、当該設備の燃料制御装置を更新するものです。

当該設備は、発電を行う機関部分と制御部から構成され、制御部については製造者独自の集積回路等のハード及びプログラム等のソフト両面で構築されており、万一当該設備が故障した際に停電等の緊急事態が発生した場合、庁舎機能が完全に停止することとなり、大阪府下全体の警察業務や府民サービスに重大な支障を及ぼすものです。

今回改修を行う燃料制御装置は、燃料量を調整し発電機へ燃料を供給、作動させるために当該設備において必要不可欠なものが、現在設置しているものが製造終了されており、不具合時の交換対応、保守対応が不可となっています。故障した際の交換に数ヶ月を要するため、その間は発電機を作動させることができず、本庁舎内へ電源を供給すべき時に性能を発揮することができません。

そのため、本工事を実施するためには、機器の適切な操作等を請負者の責任において実施する必要があることから、製造業者しか持ち得ない製造図を保有し、当該設備のシステム全体を熟知していることが必要不可欠です。また、工事期間中に故障等が発生した場合は専用の基板や部品の即納、速やかな復旧が求められることから、当該設備の保安体制を確立した事業者でなければ、適切な工事はできません。

以上の理由により、当該設備の製造、施工を行い、保守点検を実施している株式会社カワサキマシンシステムズ統括本部ガスタービンサービス本部西部事業所から見積書を徴取したところ、見積価格についても適正と認められますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により、比較見積を省略するものです。